

第1節 非常参集職員の活動

全部署

村内に地震が発生した場合、村は、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、法令及び防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期すとともに、防災関係機関の協力を得て災害応急対策活動を実施する。

具体的な計画については、第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」に準ずる。ただし、動員配備基準は次のとおりとする。

配備区分	警 戒 配 備		非 常 配 備 (災害警戒本部)	緊 急 配 備 (災害対策本部)
	第 一 次	第 二 次		
配備時期	◎震度3及び4の地震が発生したとき。	◎左記の基準の状況下で村長が必要と認めたととき、又は災害の発生するおそれがあるとき。	◎震度5弱及び強の地震が発生したとき。	◎震度6弱以上の地震が発生したとき。
配備内容	◎情報の収集 ◎関係機関との連絡		◎情報の収集 ◎関係機関との連絡 ◎応急措置	◎全職員は、直ちに所定の配備につき災害応急対策に従事
村づくり推進課	/	村づくり推進課長 村づくり推進課係長	全 員	全 員
総務課	総務係長 総務課防災担当	総務課長 総務課係長 総務課防災担当	全 員	全 員
住民課	/	住民課長 住民課係長	全 員	全 員
振興課	振興係長	振興課長 上下水道室長 振興課係長 上下水道室主任	全 員	全 員
観光課	/	観光課長 観光課係長 (観光案内センター)	全 員	全 員
議会事務局	/	/	議会事務局長	全 員
教育委員会	/	教育長 教育次長 教育委員会担当	全 員	全 員
消防団	/	村長(本部長)から指示があった場合は、団長は状況により団員の招集を行う。		全 員

※各課長(各部長)等は、災害の状況により人員を増減することができる。また、総務課長は、時間外については状況により当直者を増やす等の措置を講ずる。

第2節 災害情報の収集・連絡活動

全部署

地震災害が発生した場合、各防災関係機関（調査責任機関）は直ちに災害時における被害状況調査体制を取り、迅速・的確な被害状況の調査を行う。

具体的な計画については、第2編第2章第3節「災害情報の収集・連絡活動」に準ずる。ただし、長野地方気象台が発表・伝達する地震情報は、次のとおりである。

1 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる警報及び予報である。

（1）緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、震度4以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて発表される。

なお地震に対する特別警報は、震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。

（2）緊急地震速報（予報）

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして発表される。

2 震度速報

震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報で地震発生後約1分半に震度3以上を観測した地域名と観測された震度を発表する。

3 地震情報（震源に関する情報）

震度速報を発表した地震に対して、地震の震源要素（発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名とともに「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表する。

4 地震情報（震源・震度に関する情報）

震度3以上を観測した場合、津波警報・注意報を発表した場合、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合のいずれかに該当する場合に、地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名を発表する。

また、震度5弱以上と考えられる地域・市町村で、震度を入手していない場合は、その市町村名を発表する。

5 各地の震度に関する情報

長野県内震度観測点で震度1以上を観測した場合に発表する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度を発表する。

また、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

6 推計震度分布図

震度5弱以上を観測した場合に発表する情報、観測した各地の震度データをもとに、1 Km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用の方法
第3節	広域相互応援活動	231	「第2編 風水害対策編」 を使用し、本文中の次の表 記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及 び「震災」に ●「風水害に対する安全 性」を「耐震性」に
第4節	ヘリコプターの運用計画	235	
第5節	自衛隊災害派遣活動	240	
第6節	救助・救急・医療活動	246	
第7節	消防活動	248	
第8節	水防活動	250	
第9節	要配慮者に対する応急活動	253	
第10節	緊急輸送活動	256	
第11節	障害物の処理活動	259	
第12節	避難収容及び情報提供活動	261	
第13節	孤立地域対策活動	273	
第14節	食料品等の調達供給活動	275	
第15節	飲料水の調達供給活動	278	
第16節	生活必需品の調達供給活動	279	
第17節	保健衛生、感染症予防活動	280	
第18節	遺体の捜索及び処置等の活動	282	
第19節	廃棄物の処理活動	284	
第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	285	
第21節	危険物施設等応急活動	286	
第22節	電気施設応急活動	290	
第23節	上水道施設応急活動	291	
第24節	下水道施設応急活動	292	
第25節	通信施設応急活動	294	
第26節	鉄道施設応急活動	295	
第27節	災害広報活動	296	
第28節	土砂災害等応急活動	298	

第29節 建築物災害応急活動

全部署

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

1 公共建築物

- (1) 庁舎、社会福祉施設、村営住宅、小・中学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。
- (2) 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。
- (3) 被害状況により、応急危険度判定士の派遣要請を行う。

2 一般建築物

- (1) 被害状況を把握し、被災住宅等の応急危険度判定を行い、危険防止のための必要な措置を講ずる。
- (2) 被害状況により、応急危険度判定士の派遣要請を行う。
- (3) 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。

〔建築物の所有者等〕

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し、危険箇所への立入禁止等必要な措置を講ずる。

3 文化財

村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財等に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

〔所有者〕

- (1) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (2) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。
- (3) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、村教育委員会の指導を受けて実施する。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第30節	道路及び橋梁応急活動	301	「第2編 風水害対策編」 を使用し、本文中の次の表 記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及 び「震災」に ●「風水害に対する安全 性」を「耐震性」に
第31節	河川施設等応急活動	302	

第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

総務部 振興部 消防部

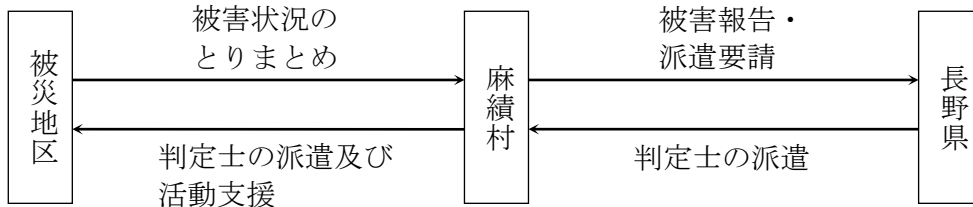
地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

1 構造物に係る二次災害防止対策

- (1) 余震等による道路・橋梁等の構造物の倒壊等の二次災害を防止するため、施設の応急点検を行うとともに、県等関係機関と連携を図り交通規制やう回道路の選定等を行う。
- (2) 二次災害を防止し、かつ、他の応急対策がスムーズに実施できるよう、道路・橋梁の応急復旧活動を速やかに実施する。

2 建築物に係る二次災害防止対策

- (1) 建築物に係る二次災害を防止するため、施設の応急点検を実施するとともに、次の事項を整備の上、県住宅部を通じて応急危険度判定士の派遣要請を行う。
 - ア 応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定
 - イ 被災地域への派遣手段の確保及び案内
 - ウ 応急危険度判定士との連絡手段の確保
- (2) 村長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物について立入禁止等の措置をとる。



3 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 危険物関係

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入りを制限する。

ア 危険物施設の緊急使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において、災害が発生し又は発生するおそれがある場合における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

(2)その他

火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害防止活動については、松本広域消防局と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

4 河川施設の二次災害防止対策

- (1)河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。
- (2)その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。
- (3)災害防止のため、応急工事を実施する。
- (4)災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。
- (5)必要に応じて、水防活動を実施する。

〔ダム管理者〕

- (1)あらかじめ定めた規模以上の地震が発生した場合は、速やかにダム施設の臨時点検を実施する。
- (2)臨時点検の結果、漏水、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。
- (3)この際、各ダムの操作規則等の規定により、関係機関及び一般住民への連絡及び警報等を行う。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

第33節 ため池災害応急活動

振興部

地震発生に伴うため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

1 ため池災害応急対策

あらかじめ定めた規模の地震が発生した場合には、対象となるため池について速やかに緊急点検を実施する。

ため池が結果した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握するとともに、応急工事を実施する。

- (1)地震発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県及び関係機関へ報告する。
- (2)人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- (3)被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。この場合、応急対策の実施者が二次災害に巻き込まれないよう努める。

第34節 農林産物災害応急活動

振興部

被害状況の早期・的確な把握に努め、農林産物被害の拡大防止を図るとともに、農作物・森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、二次災害防止のため倒壊した立木等の除去を行う。

また、被災した農林産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

1 農産物災害応急対策

- (1) 農業改良普及センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を松本地域振興局に報告する。
- (2) 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。

〔住 民〕

- (1) 村等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施する。
- (2) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

2 林産物災害応急対策

被災状況を調査し、その結果を松本地域振興局に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

〔住 民〕

村等が行う被災状況調査や応急復旧に協力する。

第35節 文教活動

教育部

小学校、中学校及び保育園（以下この節において「学校等」という。）は、多くの児童生徒及び園児（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害発生時においては、学校長及び園長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、村及び県は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

1 児童生徒等に対する避難誘導

学校長等は、地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び次の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

(1) 第一次避難場所への避難誘導

ア 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。

イ 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。

(2) 指定緊急避難場所への避難誘導

ア 第一次避難場所が危険になった場合は、村長の指定する避難場所施設等（以下「指定緊急避難場所」という。資料8-1参照）、より安全な場所に児童生徒等を誘導する。

イ 保護者にはあらかじめ指定緊急避難場所を周知しておくとともに、学校等に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

ウ 指定緊急避難場所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たるとともに、避難状況を県教育委員会、村及び関係機関に報告又は連絡する。

(3) 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

ア 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全を配慮し、下校の方法を決定する。

イ 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。

ウ 災害の状況及び児童生徒等の状況により、帰宅させることが困難な場合は、学校等又は避難所において保護する。

2 応急教育計画

(1) 県教育委員会の指導及び支援を得て、村教育委員会は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意して、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。

ア 学校等施設・設備の確保

(ア) 学校等施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

(イ) 学校等施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

イ 教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校等がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

ウ 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

(2) 学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。

ア 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、村教育委員会、村及び関係機関へ報告又は連絡する。

イ 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じた場合は村教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。

ウ 教育活動

(ア) 災害の状況に応じ、村教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(イ) 被災した児童生徒等を学校等に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

(ウ) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導に当たる。

(エ) 授業の再開時には、村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

エ 児童生徒等の健康管理

(ア) 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

(イ) 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

オ 教育施設・設備の確保

(ア) 学校等施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。

(イ)施設・設備が災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

(ウ)残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努める。

カ 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、県教育委員会と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

3 教科書の供与等

(1)教科書の供与

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。村における調達が困難なときは、教育事務所を経由して県教育委員会に調達のあっせんを依頼する。

(2)就学援助

村教育委員会は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第36節	飼養動物の保護対策	311	「第2編 風水害対策編」 を使用し、本文中の次の表 記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及 び「震災」に ●「風水害に対する安全 性」を「耐震性」に
第37節	ボランティアの受入れ体制	312	
第38節	義援物資、義援金の受入れ体制	313	
第39節	災害救助法の適用	314	
第40節	観光地の災害応急対策	318	